

## フタカミエネルギー研究会規約

(名称)

第1条 本会は「フタカミエネルギー研究会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は本部を富山県魚津市友道1189番地3 富多神 川形寿隆 内に置く。

(目的)

第3条 本会は、波動エネルギー根源「創造主の大神」と「生を授かりたる」「父親トトカミ」「母親カカカミ」の「フタカミ」に感謝して、トラウマ=心的外傷と環境ストレスを解消、波動エネルギー健康法アセンション・プログラムを用いて自然治癒力をたかめ、未病・長寿研究へ役割を担い、会員個々が地球温暖化防止推進活動を協働し地球社会に奉仕、意識の向上と実践研究を波動理論の基幹として、いきいき健康明るく楽しい社会生活を営み天寿を全うする事に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成する為に次の事業を行う。

1. 会員の波動意識高揚に関して、未病と長寿研究へアセンション・プログラムを用いて「波動エネルギー健康法」として「バイブレーション・メディスン」の研究に関する事項。
2. 国民の為の未病と長寿への暮らしを目指して、波動理論の研究と波動エネルギー健康法が代替医療から「統合医療」確立、研鑽に関する事項。
3. 波動理論の技術的応用の養成及び指導に関する事項。
4. 波動理論普及の為の各種講座、セミナーの開催に関する事項。
5. 会員の健康増進並びに相互扶助に関する事項。
6. 会員に対して、望ましい波動商品の紹介、販売に関する事項。
7. 会員に対して、波動ビジネスコンサルタント業務に関する事項。
8. その他本会の目的達成の為に必要な事項。

(組織)

第5条 本会は、国際組織とする、その事業を推進してゆくにあたり、必要に応じてその都度会則をを変更してゆくものとする。

(会員)

第6条 本会の会員は、本会の目的の目的主旨に賛同する者であれば、何人もこれを拒まない。

(会費)

第7条 本会の入会金は1,000円とし、年会費等は別に定める。

(退会)

第8条 会員が退会しようとする時は、該当組織に届け出る事により退会することができる。

(会費等の返還)

第9条 既に納入した入会金、等については一切返還しない。

(除名)

第10条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は主旨に反する言動があったときは、直ちに本部及び該当組織はその者を除名することができる。

(運営及び役員)

第11条 本会の運営及び役員は、会長にその任を委託するものとする。

※ 個人情報保護法に関する表記については、裏面を参照下さい。

※ 個人情報保護法に関する表記

《提供するサービス概要》

波動測定調査及び波動修正によるコンサルティング業務

《取得するパーソナルデータ及び取得方法》

事業者又は担当秘書により、依頼者本人へ氏名及び住所又は顔写真の取得要請を行います。その後、依頼者本人から被測定者の氏名及び住所又は顔写真を電子メール又は口頭にて取得させていただきます。

《パーソナルデータの利用目的》

波動測定調査及び波動修正の際、個人を特定する必要があります。従って取得したパーソナルデータは、波動測定調査及び波動修正の為にのみ利用致します。

《パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの第三者への提供の有無及び提供先》

事業者と依頼者の円滑な情報交換の為、担当秘書へのパーソナルデータ提供がございます。

《消費者によるパーソナルデータの提供の停止・訂正の可否及びその方法》

パーソナルデータの停止・訂正は、依頼者本人に限り、依頼者本人から事業者または担当秘書への電子メール又は口頭による連絡により可能です。

《問い合わせ先》

担当秘書 ※ 連絡先別途記載

《保存期間、廃棄》

依頼者本人からの停止要請があった時点で、パーソナルデータを廃棄致します。依頼者本人によるリピート依頼に備え、停止要請があるまで事業者及び担当秘書によりパーソナルデータを保存致します

規約変更 2017年6月20日変更